第３章　労働組合の資格審査等

第１節　資格審査の概況

１　新規係属件数

平成30年中に全労委に係属した新規係属件数は553件で、29年に比べ20件減少した。

新規係属件数を事由別にみると、不当労働行為の救済申立てに伴うものが320件で、29年に比べ60件減少している。なお、全体に占める割合は58%となっている。（第40表及び巻末統計表第20表参照）

第40表　資格審査新規係属事由別件数及び構成比率（全労委）

（単位：件、%）

区分		件数					構成比率				
事項＼年		26	27	28	29	30	26	27	28	29	30
新規係属件数		703	614	578	573	553	100	100	100	100	100
内訳	委員推薦	207	146	200	140	170	29	24	35	24	31
	不当労働行為	423	426	339	380	320	60	69	59	66	58
	法人登記	70	39	35	52	58	10	6	6	9	10
	総会決議	3	3	4	1	5	0	0	1	0	1
	協約拡張適用	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-

このほか、委員推薦が170件で30件の増加、法人登記に伴うものは58件で6件の増加、総会決議に伴うものが５件で４件増加している。

そのうち、中労委における新規係属件数は106件で、内訳は、不当労働行為の救済申立てに伴うもの77件、委員推薦に伴うもの29件となっている（巻末統計表第22表参照）。

２　審査

平成29年からの繰越件数474件、新規係属件数553件の合計1,027件のうち、適格決定346件、取下又は打切245件、不適格１件で合計592件が終結し、435件が31年に繰り越された（巻末統計表第20表参照）。

適格決定がなされた346件の内訳は、委員推薦に伴うもの172件、不当労働行為救済申立てに伴うもの111件、法人登記に伴うもの58件、総会決議に伴うもの５件となっている（巻末統計表第21表参照）。

そのうち、労委規則第24条に基づき要件補正の勧告をしたものは１件である（巻末統計表第22表参照）。

第２節　労調法第 37 条違反被疑事件

労調法第 37 条違反被疑事件（公益事業の争議行為の予告違反被疑）についてみると、前年からの繰越し事件、平成 30 年の新規係属事件はともになかった（巻末統計表第 23 表参照）。

第３節　協約の拡張適用

労組法第 18 条に基づく協約拡張適用事件についてみると、前年からの繰越事件、平成 30 年の新規係属事件はともになかった（巻末統計表第 24 表参照）。